

奈良市公報

号 外 第 31 号

平成 17年 12月 21日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 総 務 課 長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

規 則

○奈良市防災センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
○奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○開発行為に関する工事の完了	2
○放置自転車等の保管	2
○督促状の公示送達	3
○放置自転車等の保管（2件）	3
○奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	3
○開発行為に関する工事の完了（3件）	4
○道路の位置指定の全部廃止	5
○放置自転車等の保管	5
○住民票の写し、印鑑登録証及び国民健康保険被保険者証の無効	5
○放置自転車等の保管	5
○奈良市福祉医療費資金貸付要綱	6
○開発行為に関する工事の完了	11
○議会定例会の招集	11
○放置自転車等の保管（2件）	11
○奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	11
○開発行為に関する工事の完了	17
○新設の事業計画のある道路の指定	17
○道路の区域変更	17
○道路の供用開始	17
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	17
○生活保護法の規定による医療機関の指定	17
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	17
監 査	
○監査結果に基づく措置の状況	18
選 挙 管 理 委 員 会	
○選挙人名簿からの抹消	23
○選挙人名簿からの抹消の取消し	23
○在外選挙人名簿からの抹消	23
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	23
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	24

○奈良市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	24
○奈良市議会議員増員選挙（都祁選挙区）における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	24
○奈良市議会議員増員選挙（月ヶ瀬選挙区・都祁選挙区）における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	24
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集	24

規 則

奈良市防災センター条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。
平成 17年 11月 16日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 114号

奈良市防災センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市防災センター条例施行規則（平成 7 年奈良市規則第 43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条の見出しを「〔使用の承認等の申請〕」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの研修室又は多目的ホール（以下「施設」という。）の使用承認を受けようとする者は、奈良市防災センター使用承認申請書（別記第 1 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項（使用内容に限る。）を変更しようとする場合は、奈良市防災センター使用変更承認申請書（別記第 2 号様式）に次条第 1 項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

第 4 条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条の見出しを「〔使用承認書の交付等〕」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、施設の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市防災センター使用承認書（別記第 3 号様式。以下「承認書」という。）又は奈良市防災センター使用変更承認書（別記第 4 号様式。以下「変更承認書」という。）を交付するものとする。

第 5 条第 2 項中「許可書及び変更許可書（変更許可）」を「承認書及び変更承認書（変更承認）」に改める。

第 6 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 7 条中 「許可」を 「承認」に、「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 8 条中 「許可書」を 「承認書」に、「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とする。

別記第 1 号様式中 「奈良市防災センター使用許可申請書」を 「奈良市防災センター使用承認申請書」に、「奈良市長様」を「(あて先) 指定管理者」に、「使用許可を」を「使用承認を」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 2 号様式中 「奈良市防災センター使用変更許可申請書」を 「奈良市防災センター使用変更承認申請書」に、「奈良市長様」を「(あて先) 指定管理者」に、「使用変更許可を」を「使用変更承認を」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可は」を「承認は」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

別記第 3 号様式中 「奈良市防災センター使用許可書」を 「奈良市防災センター使用承認書」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可します」を「承認します」に、「奈良市長 ㊦」を「指定管理者 ㊦」に改める。

別記第 4 号様式中 「奈良市防災センター使用変更許可書」を 「奈良市防災センター使用変更承認書」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に、「奈良市長 ㊦」を「指定管理者 ㊦」に改める。

別記第 5 号様式中 「奈良市長様」を「(あて先) 指定管理者」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17 年 11 月 16 日揭示済)

奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 11 月 16 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 115 号

奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則

奈良市助役事務分担規則(昭和 50 年奈良市規則第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条南田助役の部分中 「南田助役」を 「米田助役」に改め、同条吉田助役の部分中 「吉田助役」を 「助 役」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市助役事務分担規則の規定は、平成 17 年 9 月 1 日から適用する。

(平成 17 年 11 月 16 日揭示済)

告 示

奈良市告示第 674 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 11 月 16 日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17 年 8 月 22 日 奈良市指令都整開第 05A- 24 号

平成 17 年 10 月 24 日 奈良市指令都整開第 05A- 24- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17 年 11 月 16 日 第 954 号

(2) 公共施設 平成 17 年 11 月 16 日 第 414 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南紀寺町一丁目 186 番地、187 番地の 1、189 番地の 1 及び 192 番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市芝辻町四丁目 5 番地の 2

株式会社リアルエステート

代表取締役 西村 禮子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市南紀寺町一丁目 186 番地の一部、187 番地の 1 の一部、189 番地の 1 の一部及び 192 番地の 1 の一部

(2) 下水道

奈良市南紀寺町一丁目 186 番地の一部、187 番地の 1 の一部、189 番地の 1 の一部及び 192 番地の 1 の一部

(平成 17 年 11 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 675 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 16 日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める
条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1項に規定
する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を
除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認で
きるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく
ださい。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は
無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表

(平成 17年 11月 16日揭示済)

奈良市告示第 676号

平成 17年度市県民税第 1 期分及び第 2 期分、平成 17年
度固定資産税・都市計画税第 1 期分及び第 2 期分並びに平
成 17年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その
送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することが
できないので、地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20
条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）
第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で
保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればい
つでも交付します。

平成 17年 11月 16日

奈良市長 藤 原 昭

1 この督促状の発送年月日

市県民税

第 1 期分 平成 17年 7月 20日

市県民税

第 2 期分 平成 17年 9月 20日

固定資産税・都市計画税

第 1 期分 平成 17年 5月 20日

固定資産税・都市計画税

第 2 期分 平成 17年 8月 19日

軽自動車税

全期分 平成 17年 6月 20日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 11月 16日揭示済)

奈良市告示第 677号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈
良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 17日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 17日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市告示第 678号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈
良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 18日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 18日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 18日揭示済)

奈良市告示第 679号

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱を次の
ように定める。

平成 17年 11月 18日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の
39の規定に基づく地域包括支援センター（以下「支援
センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確
保その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、
奈良市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」
という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援センターの設置等の承認に関すること。

- (2) 支援センターの運営に関すること。
 - (3) 支援センターの職員の確保に関すること。
 - (4) その他地域包括ケアに関すること。
- (組織)

第3条 協議会は、委員 20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者に市長が委嘱する。

- (1) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱（平成 13 年奈良市告示第 59号）第3条に定める委員
 - (2) その他市長が適当と認める者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、奈良市高齢者保健福祉推進協議会会長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17年 11月 18日から施行する。
 - (最初の委員の任期の特例)
 - 2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成 18年 3月 31日までとする。
- (平成 17年 11月 18日揭示済)

奈良市告示第 680号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 11月 21日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 9月 29日 奈良市指令都整開第 04A- 16号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 11月 21日 第 956号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市あやめ池南六丁目 1125番地の 17

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
芦屋市業平町 8 番 14- 105号
アーバンライフ株式会社
代表取締役 山田 孝行
(平成 17年 11月 21日揭示済)

奈良市告示第 681号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 11月 21日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 9月 9日 奈良市指令都整開第 05A- 22号
平成 17年 10月 28日 奈良市指令都整開第 05A- 22- 1号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 11月 21日 第 955号
 - (2) 公共施設 平成 17年 11月 21日 第 415号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園北二丁目 1090番地の 67の一部、1090番地の 92及び 1090番地の 93
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法華寺町 83番地の 5
大和ハウス工業株式会社奈良支店
支店長 岡田 恵吾
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市学園北二丁目 1090番地の 67の一部、1090番地の 92及び 1090番地の 93の一部
 - (2) 下水道
奈良市学園北二丁目 1090番地の 67の一部、1090番地の 92及び 1090番地の 93の一部
- (平成 17年 11月 21日揭示済)

奈良市告示第 682号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 11月 21日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 4月 27日 奈良市指令都整開第 05A- 7号
平成 17年 11月 8日 奈良市指令都整開第 05A- 7- 1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 11月 21日 第 957号

(2) 公共施設 平成 17年 11月 21日 第 416号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町 1176番地の 1、1176番地の 2、117番地、117番地の 1の一部、1178番地の 2、117番地の 3、1178番地の 4、1178番地の 5、1178番地の 6、1179番地の 1、1179番地の 2、1180番地、118番地、118番地、118番地、118番地、1840番地の 1、1840番地の 2、184番地の 1、184番地の 2、1842番地及び 184番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町 383番地

森高建設株式会社

代表取締役 森高 美樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町 1176番地の 1の一部、1176番地の 2の一部、117番地の一部、1178番地の 1の一部、1178番地の 2の一部、1178番地の 3の一部、1178番地の 5の一部、1178番地の 6の一部、1179番地の 1の一部、1179番地の 2の一部、1180番地の一部、118番地の一部、118番地の一部、118番地の一部、1840番地の 1の一部、1840番地の 2の一部、1841番地の 1の一部、1841番地の 2の一部及び 1842番地の一部

(2) 下水道

奈良市中山町 1176番地の 1の一部、1176番地の 2の一部、117番地の一部、1178番地の 1の一部、1178番地の 3の一部、1178番地の 5の一部、1179番地の 1の一部、1179番地の 2の一部、1180番地の一部、1181番地の一部、118番地の一部、118番地の一部、1840番地の 1の一部、1840番地の 2の一部及び 1842番地の一部

(3) 管路敷地

奈良市中山町 1184番地の一部

(4) 公園

奈良市中山町 1176番地の 1の一部

(5) 調整池

奈良市中山町 1847番地

(6) 防火水槽

奈良市中山町 1184番地の一部

(平成 17年 11月 21日揭示済)

奈良市告示第 683号

建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告した建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による次の道路の位置の指定を全部廃止しました。

平成 17年 11月 21日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市法華寺町 8番地の 5
-------	----------------

申請者氏名	大和ハウス工業株式会社奈良支店 支店長 岡田 恵吾
道路の位置	奈良市学園北二丁目 1090番地の 92の一部
道路の幅員	最大 4.0m 最小 4.0m
道路の延長	28.00m
廃止年月日	平成 17年 11月 21日
廃止番号	第 17018号

(平成 17年 11月 21日揭示済)

奈良市告示第 684号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 11月 21日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 21日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 21日揭示済)

奈良市告示第 685号

下記の者に係る住民基本台帳法（昭和 42年法律第 81号）第 22条及び第 23条の規定に基づく平成 16年 11月 4日届出の転入届及び平成 17年 3月 7日届出の転居届は、事実に基づかない虚偽の届出であることが判明したため、これらの届出に基づく処理を取り消し、交付済みの住民票の写し、印鑑登録証及び国民健康保険被保険者証を無効とします。

平成 17年 11月 22日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成 17年 11月 22日揭示済)

奈良市告示第 686号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 11月 22日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 22日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 22日揭示済)

奈良市告示第 687号

奈良市福祉医療費資金貸付要綱を次のように定める。

平成 17年 11月 22日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市福祉医療費資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等（以下「一部負担金等」という。）の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉医療費助成条例等」とは、次に掲げる条例及び要綱をいう。

- (1) 奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年奈良市条例第22号）
- (2) 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）
- (3) 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）
- (4) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和44年奈良市条例第12号）
- (5) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成要綱（平成17年奈良市告示第503号）

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、福祉医療費助成条例等の規定により医療費の助成を受けることができる者のうち、本人、配偶者及び民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者（乳幼児医療費助成制度においては主たる養育者）の前年中（1月から7月までの場合にあっては、前々年中）の所得金額の合計額が、次の表の左欄に掲げる世帯人員数に応じ、同表の右欄に定める金額以内のものとする。

世帯人員数	金 額
1人	2,088,000円
2人	2,808,000円
3人	3,528,000円
4人	4,248,000円
5人	4,896,000円

6人以上

4,896,000円に、5人を超える世帯員
1人につき648,000円を加算した額

(貸付対象となる医療費及び貸付限度額)

第4条 資金の貸付対象となる医療費は、福祉医療費助成条例等に定める助成金に相当する額及び高額医療費の支給見込額であって、一部負担金等の額が1人につき月額1万円以上であるものとする。

2 資金の貸付限度額は、1人につき月額300,000円とする。

(貸付資格認定の申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「資格認定申請者」という。）は、毎年度福祉医療費資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）に、市町村長が発行する第3条に規定する所得金額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付資格の認定)

第6条 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査して資金の貸付資格の有無を認定し、その結果を資格認定申請者に通知するものとする。この場合において、資金の貸付資格を有すると認定したときは、福祉医療費資金貸付資格認定証（別記第2号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(貸付けの申請)

第7条 認定証の交付を受けた者で、資金の貸付けを受けようとするもの（以下「貸付申請者」という。）は、福祉医療費資金貸付申請書（別記第3号様式。以下「貸付申請書」という。）に、医療機関等から発行された請求書を添えて、診療等を受けた月の翌月の7日までに市長に提出しなければならない。

2 資金の貸付申請は、医療機関ごとに1箇月単位で行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、貸付申請書を受理したときは、その内容を審査して資金の貸付けの適否及び金額を決定し、その結果を貸付申請者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第9条 前条の規定による資金の貸付けの決定を受けた者は、福祉医療費資金借用書（別記第4号様式）及び委任状（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 貸付金は、診療を受けた月の翌月20日までに支払うものとする。

(借受人の責務)

第10条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付けのあった月の月末までに、一部負担金等を医療機関等へ支払うものとする。

(貸付金の償還)

第11条 市長は、委任状に基づき福祉医療費助成金を貸付金に充当するものとする。

(貸付条件)

第 12条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 償還期限 市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日
- (2) 償還方法 全額一括償還。ただし、借受人は、借り受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還できる。
- (3) 貸付利率 無利子
(繰上償還)

第 13条 市長は、借受人が、偽り其他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、貸し付けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることがある。

(貸付けの停止)

第 14条 市長は、借受人が次のいずれかに該当する場合で、その行為が悪質なものと認められるときは、資金の貸付けを停止することがある。

- (1) 前条に規定する行為を行ったとき。
- (2) 医療機関等から請求書が発行されているにもかかわらず、貸付申請を行わないとき。
- (3) 貸付金の交付を受けたにもかかわらず、医療機関等に資金の支払を行わないとき。
- (4) 貸付金の償還を期日までに行わないとき。

(延滞金)

第 15条 市長は、借受人が第 12条第 1 号に規定する償還期限までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該金額に年 7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 16条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17年 11月 22日から施行する。

別記
第 1 号様式 (第 5 条関係)

福祉医療費資金貸付資格認定申請書

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名
(電話番号

年 月 日

)

福祉医療費資金貸付資格の認定を受けたいので、奈良市福祉医療費資金貸付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

第 2 号様式 (第 6 条関係)

福祉医療費資金貸付資格認定証			
市 町 村 名	奈 良 市		
受 給 者 番 号			
受 給 者	居 住 地		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
摘 要			
発 行 機 関 名 及 び 印	奈良市長 印		
交 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日	日

注 裏面に注意事項を記載する。

第 3 号様式（第 7 条関係）

福祉医療費資金貸付申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
（電話番号 ）

次のとおり福祉医療費資金の貸付けを受けたいので、奈良市福祉医療費資金貸付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

①受給者番号		生年 月日	
②受給者氏名		申請者と の続柄	
③療養を受けた 医療機関、薬局 等の名称及び所 在地	名 称		
	所在地		
④③の医療機関 等で診療を受け た期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで		
貸 付 対 象 額	※		
貸付けから控除すべき額	※		
貸 付 決 定 額	※		

※は記入しないでください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

福祉医療費資金借用書

第 5 号様式（第 9 条・第 1 条関係）

委任状

（あて先）奈良市長

申請者 住所氏名
（電話番号）

年 月 日

記

私は、奈良市長に対し、下記事項に関する権限を委任します。

年 月 日

福祉医療費助成金及び高額療養費を受領し、当該医療費助成金を福祉医療費資金借入金の償還金として償還すること及びそれに附帯する一切の権限

委任者 住所氏名
（電話番号）

年 月 日

次のとおり、福祉医療費資金を借用しました。

ついては、奈良市福祉医療費資金貸付要綱の規定に従い、期日までに相違なく償還いたします。

貸付決定年月日	年 月 日
借入金額	金 円
利 息	無利息
借入期間	借入の日から奈良市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日まで

(平成 17年 11月 22日揭示済)

奈良市告示第 688号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 11月 22日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 8月 5日 奈良市指令都整開第 05A- 18号

平成 17年 11月 8日 奈良市指令都整開第 05A- 18- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 11月 22日 第 958号

(2) 公共施設 平成 17年 11月 22日 第 417号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部（1 工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園北一丁目 3 番 2 号

株式会社 住

代表取締役 鈴木 守

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部

(2) 公園

奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部

(3) 下水道

奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部

(4) 調整池

奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部

(5) 防火水槽

奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部

(平成 17年 11月 22日揭示済)

奈良市告示第 689号

平成 17年 12月 1日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 17年 11月 24日

奈良市長 藤 原 昭

(平成 17年 11月 24日揭示済)

奈良市告示第 690号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 24日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 24日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 24日揭示済)

奈良市告示第 691号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 25日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 11月 25日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 25日揭示済)

奈良市告示第 692号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 11月 25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱（平成 15年奈良市告示第 72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 労働安全衛生法（昭和 47年法律第 57号）第 2 条第 3 号に規定する事業者（国、県又は市町村を除く。）並びに」を削る。

第 3 条中 並びに市内に所在する事業所、学校又は施設において実施される同法第 13条第 1 項から第 3 項までの規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種」を削る。

第 6 条第 2 号中 結核健康診断・予防接種内訳明細書」を 結核健康診断内訳明細書」に改める。

第 8 条第 2 号中 結核健康診断・予防接種実施内訳明細書」を 結核健康診断実施内訳明細書」に改め、同条第 3 号中 結核健康診断・予防接種算出明細書」を 結核健康診断算出明細書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

1 算定基準	2 対象経費	3 補助率
--------	--------	-------

次に掲げる額の合計額	結核予防法第 4 条第 1 項の規定による健康診断（事業者が行う健康診断を除く。）のために必要な報酬、職員手当等（特殊勤務手当）、賃金、報償費（報償金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費	2／3 以内
(1) 470円×医療機関で 70mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数		
(2) 497円×医療機関で 100mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数		
(3) 1,695円×医療機関で直接撮影を受けた者の延数		

別記第 1 号様式中

「事業所、学校又は施設の名称」

「学 校 又 は 施 設 の 名 称」

を

に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

結核健康診断内訳明細書

学校又は施設名

区 分	箇 所 数	対 人 数	健 康 診 断		合 計
			エックス線間接撮影		
			エックス線直接撮影		
短大・大学生等	箇所	人	エックス線間接撮影 70ミリミラーカメラ	エックス線直接撮影 100ミリミラーカメラ	人
高校第1学年					
施設					
計					
対象経費の実支出額 (円)					
算 定 額 (円)					

(注) 1 「箇所数」欄には、学校については学校数、施設については施設数を記入してください。

2 「対象人数」欄には、健康診断の対象となる人数を記入してください。

3 健康診断の区分ごとの欄には、それぞれの区分ごとに受診予定人数を記入してください。

4 「算定額」欄には、計の人数に交付基準単価を乗じたものを記入してください。

別記第 3 号様式中

「 事業所、学校又は施設の名称 」	を	「 学 校 又 は 施 設 の 名 称 」	に改める。
------------------------------	---	--------------------------------------	-------

別記第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 8 条関係)

結 核 健 康 診 断 実 施 内 訳 明 細 書

学校又は施設名

区 分	箇 所 数	対 人 数	健 康 診 断			合 計
			エ ッ ク ス 線 間 接 撮 影		エ ッ ク ス 線 直 接 撮 影	
			70 ミ リ ミラーカメラ	100 ミ リ ミラーカメラ		
短 大 ・ 大 学 生 等	箇 所	人	人		人	人
高 校 第 1 学 年						
施 設						
計						
対象経費の実支出額 (円)						
算 定 額 (円)						

- (注) 1 「箇所数」欄には、学校については学校数、施設については施設数を記入してください。
 2 「対象人数」欄には、健康診断の対象となる人数を記入してください。
 3 健康診断の区分ごとの欄には、それぞれの区分ごとに受診人数を記入してください。
 4 「算定額」欄には、計の人数に交付基準単価を乗じたものを記入してください。

第5号様式（第8条関係）

結核健康診断算出明細書

学校又は施設名

種 別	実施人員	委 託 料	需用費				人件費			計	備 考
			数量	金 額	数量	金 額	医 師 そ の 他	そ の 他			
エックス線 間接撮影費	人	円		円		円		円	円		
エックス線 直接撮影費											
計											

(注) この算出明細書には、それぞれの領収書又は支出命令書等証拠書類の写しを添付してください。

附 則

この告示は、平成 17年 11月 25日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱の規定は、平成 17年度予算に係る補助金から適用する。
(平成 17年 11月 25日揭示済)

奈良市告示第 693号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 11月 29日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 10月 13日 奈良市指令都整開第 05A- 31号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17年 11月 29日 第 959号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺町 521番地の 1 及び 521番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

日本土地建物株式会社

取締役社長 中島 久彰

(平成 17年 11月 29日揭示済)

奈良市告示第 694号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 11月 29日

奈良市長 藤 原 昭

1 指定年月日

平成 17年 11月 29日

2 指定した道路の名称

国道 308号

3 指定した道路の区域

起点側地名及び地番 奈良市三条大路四丁目 471番地の 2

終点側地名及び地番 奈良市三条大路四丁目 473番地の 3

4 指定した道路の幅員

19m～23m

5 指定した道路の延長

65m

(平成 17年 11月 29日揭示済)

奈良市告示第 695号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管

理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 11月 30日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成 17年 11月 30日揭示済)

奈良市告示第 696号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2 項の規定に基づき、平成 17年 12月 1 日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 11月 30日

奈良市長 藤 原 昭

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
油阪芝辻線	大宮町 1 丁目 7 番 3 地先 から	大宮町 2 丁目 8 番 5 地先 まで	L = 267.00 W = 16.00

(平成 17年 11月 30日揭示済)

奈良市告示第 697号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 11月 30日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
木下薬局	奈良市福智院町 22	平成 17年 9 月 30日

(平成 17年 11月 30日揭示済)

奈良市告示第 698号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 11月 30日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
木下愛生堂薬局	奈良市福智院町 22	平成 17年 10 月 1 日

(平成 17年 11月 30日揭示済)

奈良市告示第 699号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 11月 30日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
平野歯科医院	奈良市中山町西 4 丁目 456- 1 T S ビル 102	フォルテ歯科クリニ ック	平野歯科医院	平成 17年 11月 1日

(平成 17年 11月 30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 10号

地方自治法第 252条の 38第 6 項の規定により、平成 16 年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 17年 11月 21日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 池 田 慎 久
同 船 越 義 治

奈 財 財 第 38号
平成 17年 10月 31日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 池 田 慎 久 様
同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

平成 17年 3 月 28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 16年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法 (昭和 22年法律第 67号) 第 252条の 38第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

1 救急医療施設・設備整備費補助金 (衛生課)

【監査結果の要旨】

- ① 補助事業者等が設備投資を行った日から 1箇月以内に実績報告書を提出する必要があるが、それには設備投資の収支決算書が必要であるのに入手できていない。実績報告書に合わせて提出させることができれば、決算作業が終了する頃に、事後的に補助対象病院の決算報告書を入手し、補助対象となった資産が決算報告書に計上されていることを確認する必要がある。
- ② 交付申請時において、補助対象病院の財政状況の把握に必要な前年度決算書が入手できていなかった。また、新規設備投資の場合、耐用年数まで利用させるという観点から、事業計画書には、新規設備投資の利用予定年数を記載させる必要がある。

【措置の内容】

① 指摘のあった設備投資の収支決算書及び補助対象病院の決算報告書を提出させ、補助対象設備が計上されていたことを確認するとともに、事後であっても必要書類の確認を行うよう改めた。

② 補助対象病院の前年度決算書を提出させ、補助先の決算状況が適正であることを確認した。また事業計画書には補助対象機器の利用予定年数を記載させた。今後必要書類を提出させるとともにその内容を精査するよう改めた。

2 奈良市同和对策活動事業補助金 (人権・同和施策課)

【監査結果の要旨】

- ① 部落解放第 16回奈良市研究集会において、資料代が補助対象経費となっているが、これは参加者から資料代を徴収している経費であるので、補助対象外経費とすべきであった。
- ② 当該団体の申告相談受付を奈良県部落解放同盟企業連合会へ委託しているものの、解放新聞奈良支局が差し出し人となった領収書しか保管されていなかった。委託先とは同じ組織ということであるが、実際に業務を行っている団体名で領収書を入手すべきである。

また、資料代として支払われている領収書に印紙が添付されていなかった。担当課から十分な指導を行うべきである。

【措置の内容】

- ① 当該団体に対して、補助対象経費と補助対象外経費の区別を厳格に行うよう指導しており、平成 16 年度の精算においては是正させた。なお、部落解放奈良市研究集会」については、平成 16年度より事業委託しているため、当該団体の補助金申請対象事業から除外されている。
- ② 監査指摘後、当該団体に対して是正指導を行った結果、平成 16年度においては、当該税務相談の委託先である、奈良県部落解放同盟企業連合会より、印紙貼付済領収書を徴収した。

3 女性団体運営補助金 (男女共同参画課)

【監査結果の要旨】

- ① 事業費に会員の福利厚生的な費用が含まれており、補助金の目的からして補助対象とすべきでない項目で、除外すべきである。
- ② 会計証憑として提出された領収書にメンバー (会長、会計担当者等) が自分で作成しているものが数多く含まれていた。外部証憑たる領収書を入手して精算すべきである。

【措置の内容】

- ① 補助対象事業経費を確認し、対象外となる経費については、決算時に補助対象外経費として明示、除外するよう指導。平成 16年度分については、再度精査をやり直し、対象外となる経費を除外した。
- ② 以前から領収書の添付は基本原則であったが、団体規模が小さいこともあり役員個人宅において実費で立て替えたケースや活動上において交通機関を利用した等でやむをえず支払先からの領収書入手出来ないケースについては、代表者による支払い明細証明を添付するよう指導し、精算を行った。

4 奈良市社会福祉協議会補助金（福祉総務課）

【監査結果の要旨】

- ① 市補助金関係部分を抜粋した収支決算書を入手しているが、収支決算書の適正性の判断等を行うにあたり不十分であり、補助対象事業である法人運営事業全体が記載された収支決算書を入手すべきである。その上で、補助金割合の推移等の分析により補助の必要性、公平性等を見直すことが必要である。
- ② 社会福祉協議会には、福祉総務課のほかに、障がい福祉、高齢福祉など異なる課が補助金を支出している。各課は自課に関係する事業のみを検証しているだけであるので、福祉総務課が統括して社会福祉協議会の決算書を十分に検証する必要がある。
- ③ 音楽療法推進事業の音楽療法士に係る人件費は委託費として市から社会福祉協議会に支給されているが、音楽療法士以外の庶務に係る人件費は、法人運営事業の実支出額全額を補助金として支給している。しかし、補助金の弾力的な運用を防ぐためにも、委託費として支払うべきである。

【措置の内容】

- ① 法人運営事業全体を記載した収支決算書を入手した。今後、全体の決算書により法人全般の支出科目を見た上で、補助を行う。
- ② 平成 16年度収支決算書は全体のものを入手し、法人運営事業の補助を行っている福祉総務課が法人全体の決算書の検証を行いました。今後、このように対応してまいります。
- ③ 平成 17年度から音楽療法事業に係る人件費は、すべて委託費とした。

5 奈良市中心身障がい者福祉作業所運営補助金（障がい福祉課）

【監査結果の要旨】

- ① 補助金の額は補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の金額に決定されることになっている。しかし、平成 15年度は 191千円、平成 14年度は 196千円、基準額を超過していた。これは、要綱に記載されている計算方法の解釈の相違によるものであり、また、いくつかの記載誤りを加味した結果、計算結果が異なっているという理由もある。よって、適切な措置を講じるべきであり、今後はより厳密に計算を行うべきである。

- ② 年 3 回に分けて交付手続を行っているが、補助金等交付申請書」および「補助金の概算払理由書」の提出日付はすべて H 15. 4. 1 となっており、実態に即した日付が記載されていない。

- ③ 収支決算書およびその他の添付書類に、多くの記載誤りが発見された。資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということ認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。

さらに、収支決算書に、千円未満の端数が全く出ていなかった。証憑書類は残っておらず、また口頭による取引も含まれているとの回答を得た。これらから、収支決算書は正確に作られているとは考えにくく、上記の記載誤りも含め不正に支出があったと疑われても仕方ない決算書となっている。

また、証憑書類の保管などは基本的な事項であり、障がい福祉課の指導が不十分であることは明らかである。また、規則等で帳簿整備がうたわれている以上、管理運営責任者の遵守事項に違反するような団体に対しては、管理監督を十分に行う必要がある。

- ④ 補助対象団体になる「市長の承認」を受けるための基準の審査ポイントなどは決裁書に明確になっていない。補助対象となった後は、運営面も考慮にいられた補助金の審査基準やマニュアルなどを定めて補助の継続を検討すべきである。
- ⑤ 「市長が別に定める福祉作業所」については通常月額通所者 1 人当たり 5,000円が補助基準額となる。同 8,000円になるとしている。

しかし、それらを区分する明確な基準が存在しないため、基準を含めて加算金の見直しを行うべきである。

【措置の内容】

- ① 平成 17年 4 月 1 日付けで補助金交付要綱の改正を行い、「補助基準額の合計と実支出額の合計とを比較していずれか少ない方の額」という表記にして、対処しました。
- ② 平成 16年度補助金交付申請から、補助金交付申請書及び補助金の概算払い等理由書については、実際の提出日が記載されています。
- ③ 平成 14年度及び平成 15年度の収支決算書等の記載誤りについては、訂正させるとともに、補助金に影響が出ないことを確認した。

平成 17年度については 4 月から 5 月にかけて全作業所に対して訪問調査を実施し、年間 2 回程度作業所運営会議を開催するとともに、今後は年 2 ～ 3 回の訪問調査及び運営会議を計画し、事務処理能力の向上及び管理・監督に努める。

また、複数職員による提出書類の精査を行うことで、記載誤り等が必ずチェックできる体制にした。

- ④ 社会福祉法人化した作業所に対しては運営を認めないこととし、設置基準に満たない作業所について

も補助対象からはずすとともに、作業所の新設については、経営の安定化のため、法人格を条件とする事等検討する。

- ⑤ 平成 17年 4月 1日に奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱を改正し、別表（第 4 条関係）1 基礎経費⁽²⁾人件費以外の経費の中で（市長が別に定める福祉作業所にあつては 8,000円）の部分を除除し、加算の見直しを実施した。

6 複数補助金等についての手続き上の不備（障がい福祉課）

【監査結果の要旨】

- ① 補助対象事業等が終了した段階で、その実績報告を受けず、補助金交付確定手続も行っていない。
- ② 「補助金等交付決定通知書」の「支払予定日」欄が空欄のまま、通知書が発行されている。
- ③ 「補助金の概算（または前金）払理由書」を入手しているが、「支払いの時期」欄が空欄のままとなっているものがある。
- ④ 「補助金の概算（または前金）払理由書」の日付が「支出負担行為伺書」の決裁日より遅く、補助金等の前払い申請がなされていないにもかかわらず、支払いが承認されている。
- ⑤ 「補助金等交付決定通知書」の決裁日が、「支出負担行為伺書」の決裁日より遅く、交付決定されていないにもかかわらず、支払いが承認されている。
- ⑥ 補助金等交付確定手続として「補助金等交付決定通知書」を発行するが、決裁日付ではなく起案日付で通知している。
- ⑦ 「補助金等交付申請書」に、「事業計画書」や「収支予算書」が添付されていない。

【措置の内容】

法令等を遵守し、事務に遺漏のないよう務めます。個別の対応については以下のとおりです。

- ① 実績報告の提出を求め、確定手続を行いました。
- ② 「支払予定日」を記載しました。
- ③ 「支払いの時期」を確認し、記載しました。
- ④ 「補助金の概算（または前金）払理由書」の日付の錯誤につき、日付を訂正させました。
- ⑤ 「補助金等交付決定通知書」の決裁日の誤りにつき、決裁日を訂正しました。
- ⑥ 決裁日付の誤りにつき、決裁日付を訂正しました。
- ⑦ 「事業計画書」及び「収支予算書」の提出を求め、添付しました。

7 奈良市解放保育研究会運営補助金（保育課）

【監査結果の要旨】

- ① 各専門部会に対して、経費の前渡しを行わず、必要に応じて解放保育研究会が物品等を購入し支給するという方法に変更すべきである。
- ② 各専門部会において、独自に講師を招き講義費用を支払っているが、一回当たりの単価に格差があるため、所定の単価をきめておき支給を行うべきである。

る。

【措置の内容】

- ① 指摘事項に基づき、解放保育研究会に対し、必要な物品は研究会において事前購入を行い、各専門部会に支給するよう指導しております。
- ② 指摘事項に基づき、解放保育研究会に対し、各専門部会の一回当たりの講師代を統一するよう指導しております。

8 公衆浴場生活衛生同業者組合補助金（生活衛生課）

【監査結果の要旨】

- ① 奈良市浴場組合から実績報告時に決算書、事業報告書の提出を受けるのみで、内容の精査を十分に行っていなかった。当該事業は補助対象経費が明確に定められていないため、明確には紐付けできない部分もあるが、交際渉外費のうち一部の支出は、市の補助金の目的からして、経費として不適切である。

【措置の内容】

- ① 平成 16年度から、補助対象経費を組合事業助成や活性化事業にかかる費用に限定し、実績報告時には決算明細書及び領収書の提示を求め、内容の精査を行っている。

9 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金（保健予防課）

【監査結果の要旨】

- ① 補助対象事業が完了したときは、資金収支決算内訳表と貸借対照表を入手することが要求されているが、入手していなかった。翌年度の補助を検討するためにも、事後的にでも補助対象法人の財務状況を十分に把握しておくことが必要である。
- ② 収支決算書に記載誤りが発見された。基本的な記載事項であるため必ず記載しておく必要がある。資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。

【措置の内容】

- ① 資金収支決算内訳表と貸借対照表については、指摘後速やかに入手した。今後は、奈良市補助金等交付規則の定める期間内に必要書類の提出を求めていくが、その間に総会が開催されないなど、やむを得ないと認められる理由のある場合はその理由がすんだ後速やかにその提出を求めることとする。
- ② 指摘のあった年度の補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書の添付書類については再チェックを行い誤記の修正を行った。今後は、資料の審査は補助事業者等の管理・監督を行うことであるという認識をもって記載内容等を十分にチェックしていく。

10 原爆被害者の会奈良支部運営補助金・事業補助金（保健予防課）

【監査結果の要旨】

- ① 運営補助金として 80千円、事業補助金として 80千円の補助金を交付している。社会見学事業収支決

算書に誤った内容が記載されていた。記念品代 196 千円のうち 90千円が社会見学事業収支決算書に、残りの 106千円が活動経費収支決算書に計上されていることが明らかとなったが、調査資料費に計上されている記念品代は補助金支出の目的に則しておらず、不適切な支出といわざるをえない。本来ならば、原爆被害者を特定させるための調査費用などに対して支出され、それに対して補助を行うべきである。よって、団体に対し適切な措置を講じるべきである。

【措置の内容】

- ① 目的外使用の疑義がある支払いについては、その内容を精査し、適切な措置を団体に命じた。今後は補助対象事業を的確に把握した上で補助金の支出を行う。

11 (社) 奈良市観光協会補助金 (観光課)

【監査結果の要旨】

- ① 観光協会では専任職員が 7 名いるが、その職員人件費は奈良市補助金負担分と協会負担分がある。3 名については 100%補助、4 名については 3 分の 2 を補助を行うことになっている。しかし、平成 15 年度については超過勤務手当が混在するものの、職員人件費のうち 1,219 千円は補助対象外と考えられる。また、負担割合は予算策定時の協議事項と考えられるが、奈良市と観光協会の両者間で文書化しておく必要がある。
- ② 平成 15 年度だけで 2,840 千円の繰越が生じている。これは補助対象事業ごとに精査していないことが主因と考えられる。

その原因の 1 つは、補助対象事業にかかる支出の予算と決算で 2,126 千円の不用額が生じていることにある。今後、繰越金を必要以上に増やさないようにするために、まずは、補助対象となる事業の精査を十分に行うことが必要である。そのうえ、基金での運用を検討する、補助金額を決定する際に前期の繰越金額を考慮する、補助事業に対する補助率を検討するなどの対策を検討すべきである。

【措置の内容】

- ① 平成 18 年度の補助金から人件費の補助金についての負担割合について文書化するよう検討する。
- ② 平成 18 年度から補助対象事業ごとに前期の繰越額を考慮し、補助事業に対する補助率を策定するなどの対策を検討する。

12 奈良市退職者協議会補助金 (商工労政課)

【監査結果の要旨】

- ① 旅費 30 千円、総会費 80 千円について領収書が保管されておらず、渡切の経費である可能性が高い。また、対象となる事業費が定められていないため、明確に定める必要がある。

【措置の内容】

- ① 監査指摘後、当該団体に対して会計証憑の保管を適切にされるよう指導した。平成 16 年度より保管

や経理事務について、適切に処理されている。また補助対象事業については、当該団体と協議調整し平成 16 年度より補助対象とする項目を明確に定めた。

13 奈良県貸金業協会奈良支部事業補助金 (商工労政課)
【監査結果の要旨】

- ① 予算書と決算書の数値が一致していた。そこで、決算書に係る証憑の提出を求めたところ、提出されなかった。適切な支出かどうか疑問が残る。なお、平成 16 年度以降補助金は支出されていない。

【措置の内容】

- ① 貸金業務にかかる相談・研修活動については、実働できる事業者が減少してきており奈良支部としての単独活動がしにくくなったため、今後は (社) 奈良県貸金業協会とともに事業を実施するとのことにより、平成 16 年度の奈良県貸金業協会奈良支部事業補助金については、交付せず。また、平成 17 年度以降においては、同補助金を廃止した。

14 原水爆禁止奈良市協議会補助金 (商工労政課)

【監査結果の要旨】

- ① 補助対象となる事業費について会計証憑の提出を求めたところ、一部の領収書しか提出されなかった。適切な支出が行われているかどうか疑問である。

【措置の内容】

- ① 原水爆禁止奈良市協議会へ会計証憑の提出について再々求め、適切な経理処理をするよう指導した。

15 まちづくり支援活動補助金 (都市計画課)

【監査結果の要旨】

- ① 実績報告書の入手時期について、事業完了前に実績報告書が予定を含んで提出され、その時点で予定を別にしても補助対象限度額を上回る活動実績が認められたため、補助金を確定して交付した。しかし、補助金交付規則第 14 条では、事業完了後に実績報告を提出することを規定しているため、事業完了後に実績報告を提出させるべきであった。

【措置の内容】

- ① 補助金等交付規則第 14 条に基づき事業完了後に実績報告書を提出させ、その後補助金を確定して交付する。

奈 教 総 第 49 号

平成 17 年 10 月 31 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 池 田 慎 久 様
同 船 越 義 治 様

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

平成 17 年 3 月 28 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 16 年度包括外部監査の結果に関する報告書」について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67

号) 第 252条の 38第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

(1) 奈良朝鮮初中級学校私学振興費補助金 (教育総務部 教育総務課)

【監査結果の要旨】

- ① 要綱が全く無く、金額の算出方法が不明確である。また、補助金に関する提出書類に不明瞭な部分が多く、実地調査による会計帳簿や証憑整理などの指導等決算内容について充分審査を行う必要がある。

【措置の内容】

- ① 補助金の交付要綱作成を検討中、提出書類については学校に対し実地調査による書類等の指導に努め、決算内容について十分審査を行った。

(2) 奈良私立幼稚園就園奨励費補助金 (教育総務部 学務課)

【監査結果の要旨】

- ① 奈良私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 3 条では、補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は 6 月 30 日までに補助金の申請手続きをすることになっているが、事務手続き上所得証明の提出期限に無理があると思われる。よって、実情にあったように要綱を変更されたい。

【措置の内容】

- ① 補助金交付要綱を改正し、補助金等交付申請書等の提出締め切りを 7 月 31 日に改め、17 年度予算にかかる幼稚園奨励費補助金から適用するようにしました。

(3) 奈良市教育協議会補助金 (教育総務部 学校教育課)

【監査結果の要旨】

- ① 教育協議会会長が部会ごとの事業計画書・事業報告書・実施内容・決算報告書・領収書を入手し保管しているが、学校教育課は実績報告書と収支決算書を入手しているのみで、各部会の活動内容や補助金の使途を確認できていなかった。
- ② 41 部会のうち 3 部会は補助金を食糧費に充てている割合が高かった。補助対象経費は明確に定められていないが、食糧費は自己負担とすべきであった。

【措置の内容】

- ① 従来は各部会が教育協議会会長に提出していた事業報告書・事業実施内容・会計決算報告書・領収書綴一式を、平成 16 年度分については学校教育課に提出させ、各部会の内容や補助金の使途を確認しました。今後も適正な執行に努めます。
- ② 食糧費については補助対象外の経費であり、自己負担とすることを指示徹底し、平成 16 年度分については、食糧費を支出した部会はありませんでした。また、食糧費のかからない工夫 (事業の中身・時間帯) をするよう指導しました。

(4) 指定文化財補助金 (社会教育部 文化財課)

【監査結果の要旨】

- ① 補助金交付申請書の提出時期を早め、その後変更があれば、補助事業等変更・中止・承認申請書で対応すべきであった。

【措置の内容】

- ① 指定文化財補助金交付申請書の提出時期を早め、事業を開始するよう指導するとともに、その後に事業変更が生じた場合には、補助金計画変更承認申請書で対応するよう指導を行った。

(5) 奈良市体育協会加盟団体等への運営補助金 (社会教育部 体育課)

【監査結果の要旨】

- ① 奈良市陸上競技協会の実績報告書に添付された決算書は予算書と同一のものであったので、領収書の提出を求めたところ証憑類が提出されなかった。協会側には補助金を受けて活動しているという意識が欠如しており、適切な指導監督を行うべきである。
- ② 各協会 (相撲協会、水泳連盟、卓球協会、なぎなた連盟、ソフトボール協会) から提出された決算書について領収書の提出を依頼したところ、一部の項目について領収書が入手、保管されていなかった。特に報償費関係については、入手されていない場合が多いが、少なくとも協会の支出明細に支出先の受領印を入手するなどの徹底が必要である。また、交通費については、高速料金、ガソリン代に係る領収書を運転手から入手し保管するべきである。奈良市としても指導監査すべきである。
- ③ 各協会 (卓球協会、バスケットボール協会) から提出された決算書について領収書の提出を依頼したところ、一部の項目について領収書金額が決算書金額を上回っていた。予算不足のため、役員や会計担当者が個人負担を行ったと考えられるが、その場合にも会員負担額などの収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上すべきである。
- ④ 同じような支出でも、団体によって決算書で表示される経費項目が異なっていた。よって、各経費項目ごとに処理すべきルールを作り、それに沿って決算書の作成を依頼することによって管理もしやすくなると考えられる。
- ⑤ (流祖柳生石舟斎奉納剣道大会補助金) 決算書について領収書の提出を依頼したところ、剣道大会審判員に対する謝礼金について領収書を入手していない。謝礼金についても領収書等の入手が必要であると考えられる。
- ⑥ (奈良市早朝軟式野球大会補助金) 打合せ会議の移動にレンタカー代を支出しているにもかかわらず、決算書に反映されていない。予算不足のため個人負担を行ったと考えられるが、収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上すべきである。
- ⑦ (奈良講武会事業補助金) 大会参加費について、明細のみが添付されており領収書が保管されていない。特に異常な項目、金額はなく問題はないと考え

られるが、添付が困難な在来線交通費等を除き領収書の入手、保管が必要であると考えられる。また、懇親会費用負担分は、懇親会支出金額から個人負担額を差し引いた残額が計上されたものであるが、個人負担額として収入額に計上するとともに支出全額を計上すべきである。

【措置の内容】

- ① 奈良市陸上競技協会には、奈良市から補助金を受けて活動していることを再認識するとともに、領収書等の証憑類を保管し、正確に会計事務を行うよう指導を行った。また、16年度決算報告書の提出を求め証憑類が添付されているか等の確認も行った。
- ② 各協会に領収書入手・保管するよう指導を行った。また、16年度決算報告の提出を求め、証憑類が添付されているのかの確認を行った。
- ③ 個人負担を行った場合には、収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上するよう指導を行った。
- ④ 各経費項目ごとに処理すべきルール作りを行い経費項目の表示を統一した。
- ⑤ 審判員に対する謝礼金についての領収書を入手するよう指導した。
- ⑥ 個人負担を行った場合には、収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上するよう指導を行った。
- ⑦ 領収書を入手、保管するよう指導するとともに、個人負担を行った場合には収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上するよう指導を行った。

奈 市 議 第 102号

平成 17年 10月 31日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 池 田 慎 久 様
同 船 越 義 治 様

奈良市議会議長 矢 追 勇 夫

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

平成 17年 3月 28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 16年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 252条の 38第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を下記のとおり通知します。

記

補助金等に関する事務執行状況について
政務調査費(議会事務局)

【監査結果の要旨】

会計帳簿や証拠書類を十分に整理したうえで、収支報告書の作成が行われているかを検証するための手立てを講じる必要がある。

【措置の内容】

監査結果を踏まえ検討中であります。

(平成 17年 11月 21日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 166号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 17年 10月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 11月 17日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 167号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消の取消年月日

平成 17年 11月 17日

2 抹消の取消しをした者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 168号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 11月 16日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 11月 17日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 169号

平成 17年 12月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 12月 3日から平成 17年 12月 7日までの間、毎日午前 8 時 30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 170号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 12月 3日から平成 17年 12月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 171号

平成 16年 9月 5日執行の奈良市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定しました。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二
決 定 書

奈良市西千代ヶ丘三丁目 9 番 6 号

異議申出人 辻 山 清

上記異議申出人から平成 16年 9月 16日付けをもって提起された同年 9月 5日執行の奈良市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

平成 17年 7月 14日に奈良市長が退職したため、本件異議の申出の目的が消滅した。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二
(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 172号

平成 17年 5月 15日執行の奈良市議会議員増員選挙（都祁選挙区）における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定しました。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

決 定 書

奈良市西千代ヶ丘三丁目 9 番 6 号

異議申出人 辻 山 清

上記異議申出人から平成 17年 5月 23日付けをもって提起された同年 5月 15日執行の奈良市議会議員（都祁選挙区）増員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 178条第 1項後段の規定により平成 17年 6月 24日に奈良市長が奈良市議会を解散したため、本件異議の申出の目的が消滅した。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

(平成 17年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 173号

平成 17年 5月 15日執行の奈良市議会議員増員選挙（月ヶ瀬選挙区・都祁選挙区）における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定しました。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

決 定 書

奈良市西千代ヶ丘三丁目 9 番 6 号

異議申出人 辻 山 清

上記異議申出人から平成 17年 5月 23日付けをもって提起された同年 5月 15日執行の奈良市議会議員増員選挙（月ヶ瀬選挙区・都祁選挙区）における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 178条第 1項後段の規定により平成 17年 6月 24日に奈良市長が奈良市議会を解散したため、本件異議の申出の目的が消滅した。

平成 17年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

(平成 17年 11月 17日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 25号

奈良市農業委員会平成 17年 12月農地部会の会議を下記のとおりに招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則

(昭和 32年農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 30日

奈良市農業委員会

農地部会長 中 島 信 男
記

1 日時

平成 17年 12月 7 日 (水) 午前 9 時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 農地の競売に係る買受適格証明について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
 - (6) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (7) 知事許可について (11月許可分)
 - (8) 非農地証明について (11月分)
- (平成 17年 11月 30日揭示済)